

科学技術情報整備審議会規則

(昭和三十六年六月二十六日国立国会図書館規則第三号)(改正 昭和三十六年九月二十九日国立国会図書館規則第五号)

同	三十八年五月	七日同	第五号
同	四十年八月	十三日同	第五号
同	六一年五月	三十日同	第三号
平成	十四年三月三十一日同		第三号
同	十六年三月二十三日同		第二号
同	二十三年六月二十三日同		第三号
同	二十三年十月三日同		第七号
同	二十七年十一月二日同		第六号

(専門委員)

第三条 審議会に、専門の事項を調査させるため必要があるときは、専門委員を置くことができる。

2 専門委員は、科学技術に関する学識経験のある者のうちから、館長が委嘱する。

3 専門委員は、当該専門の事項に関する調査が終了したときは、解嘱されるものとする。

(部会)

第四条 審議会に、部会を置くことができる。

(幹事)

第五条 審議会の審議資料を準備し、委員及び専門委員の活動を補佐するため、審議会に幹事若干人を置く。

2 幹事は、国立国会図書館の職員のうちから館長が任命する。

(庶務)

第六条 審議会の庶務は、利用者サービス部科学技術・経済課及び電子情報部電子情報企画課において処理する。

- (雜則)
- 委員の任期は二年とし、再委嘱されると妨げない。ただし、欠員を生じた場合の補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。
 - 委員の任期が満了したときは、当該委員は、後任者が委嘱されるまで引き続きその職務を行うものとする。

第七条 」の規則に定めるもののほか、議事の手続その他審議会の運営に

5 審議会に、委員長を置き、委員の互選によつて「れを定める。

6 委員長は、会務を総理し、審議会を代表する。

7 委員長に事故があるときは、委員長があらかじめ指名する委員が、その職務を代理する。

関し必要な事項は、委員長が審議会に諮つて定める。

附 則

1 「の規則は、昭和三十六年六月二十六日から施行する。

2 最初に委嘱する委員の任期は、第二条第四項の規定にかかわらず、昭和三十七年三月三十一日までとする。

附 則(昭和三十六年九月二十九日国立国会図書館規則第五号)

「の規則は、昭和三十六年九月二十九日から施行する。

附 則(昭和三十八年五月七日国立国会図書館規則第五号)

「の規則は、昭和三十八年五月七日から施行する。

附 則(昭和四十年八月十三日国立国会図書館規則第五号)

1 「の規則は、昭和四十年八月十三日から施行する。

2 「の規則による改正後最初に委嘱する委員の任期は、第二条第四項の規定にかかわらず、昭和四十一年三月三十一日までとする。

附 則(昭和六十一年五月三十日国立国会図書館規則第三号)

「の規則は、昭和六十一年六月一日から施行する。

附 則(平成十四年三月三十一日国立国会図書館規則第三号)

「の規則は、国立国会図書館組織規則(平成十四年国立国会図書館規則第一号)の施行の日から施行する。

(施行の日)平成十四年四月一日

附 則(平成十六年三月二十三日国立国会図書館規則第二号)

「の規則は、平成十六年四月一日から施行する。

附 則(平成二十三年六月二十三日国立国会図書館規則第三号)抄

(施行期日)

1 「の規則は、平成二十三年十月一日から施行する。

附 則(平成二十三年十月三日国立国会図書館規則第七号)抄

(施行期日)

1 「の規則は、平成二十三年十一月一日から施行する。

附 則(平成二十七年十一月二日国立国会図書館規則第六号)

「の規則は、平成二十七年十一月二日から施行する。

附 則(昭和三十七年三月三十一日)

「の規則は、昭和三十八年五月七日から施行する。

附 則(昭和三十九年五月七日)

「の規則は、昭和四十一年五月七日から施行する。

附 則(昭和四十年八月十三日)

1 「の規則は、昭和四十年八月十三日から施行する。

2 「の規則による改正後最初に委嘱する委員の任期は、第二条第四項の規定にかかわらず、昭和四十一年三月三十一日までとする。

附 則(昭和六十一年五月三十日)

「の規則は、昭和六十一年六月一日から施行する。

附 則(平成十四年三月三十一日)

「の規則は、国立国会図書館組織規則(平成十四年国立国会図書館規則第一号)の施行の日から施行する。

(施行の日)平成十四年四月一日

附 則(平成十六年三月二十三日)

「の規則は、平成十六年四月一日から施行する。

附 則(平成二十三年六月二十三日)抄